

答申第64号

答 申

1 審査会の結論

平成29年1月19日付けで審査請求人が津市長（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が同月27日付けで行った公文書不開示決定は、妥当である。

2 審査請求に至る経緯及び趣旨

- (1) 審査請求人は、津市情報公開条例（平成18年津市条例第22号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成29年1月19日付けで次のとおり開示請求を行った。

市産業スポーツセンター推進室長を務める男性職員（52）が公用車に給油するための伝票を不正に使い、自家用車に公費で給油していた件の、2015年5月～昨年11月、約40回にわたってこの伝票で私有車に各30～40リットルほどを給油した時の伝票の写しとこの職員に関する文書。

- (2) 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、次のもの（以下「本件公文書」という。）を特定した。

平成27年5月から平成28年3月の自動車燃料給油伝票

- (3) 実施機関は、本件公文書について、公文書を開示しない理由を次のとおり記載し、平成29年1月27日付けで公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

条例第7条第4号（犯罪捜査等情報）に該当するため

- (4) 審査請求人は、平成29年4月6日付け（消印の日付）で、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求の理由

公務員の不祥事を防止し、行政を適正に運営することは地方自治の根幹である。公金を扱う自治体ではより高い職業倫理が求められる。津市長前葉泰幸の責任を明確にし、適正な業務遂行体制を構築するのは当然だ。津市は民間の事例を参考にして、内部統制の実効性を高め意識改革を図るべきだ。津市の監査委員は、財務や行政運営が適正かどうかを調べる役割を担う。だが今回津市河芸総合支所地域振興課市産業スポーツセンター推進室長を務める

男性職員（５２）が公用車に給油するための伝票を不正に使い、２０１５年５月～１１月、約４０回にわたってこの伝票で私有車に各３０～４０リットルほどを給油していたにもかかわらず、監査は形骸化しており専門性に欠けていたのは事実である。開示することが公益上必要であると認められるものに該当するし、実施機関が作成し、又は収受した情報で、公表を目的としているものに該当し、法人等の代表者又はこれに準ずるべき地位にある者が当該法人等の職務として行う行為等、当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、「犯罪捜査等情報」に当たらないし「個人」に当たることを理由に非公開情報に当たるとはいえない。職員に関する文書のうち「職」、「氏名」、「採用年月日」、「退職年月日」、出勤・出張や職務専念義務免除、欠勤に関する情報は、職員の私事に関する情報に該当しないし性質上公開に親しまないような個人情報とはいえず不開示情報に該当しないし、津市民であればおよそその見当をつけることができるものであり公表が予定されたものいえる。これを開示しても正当な利益等が損なわれると認められるものには当たらず、津市長前葉泰幸の裁量範囲逸脱しており違法である。

４ 実施機関の不開示理由説明

開示請求時、当該公文書は事件の捜査対象資料とされ、捜査機関へ提出しており、公にすると、犯罪の予防、捜査などの公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報として、条例第７条第４号に規定する犯罪捜査等情報に該当すると判断し不開示とした。

５ 審査会の判断

本件審査請求において、審査請求人及び実施機関は、本件公文書を不開示とした決定が適正であるか否かについて争っていることから、当審査会は、本件処分の妥当性について検討する。

（１） 本件開示請求時における本件公文書の状況について

本件公文書は、警察当局の要請に基づき、平成２９年１月１１日に捜査資料として提出しており、正確な日は不明ながら２月中旬に返却されているとのことである。実施機関及び参考人の証言内容から、当該日程に不自然な点はなく、本件開示請求が行われた１月１９日において、本件公文書が捜査当局による捜査対象とされていたものと認められる。

（２） 条例第７条第４号の該当性について

条例第７条第４号は、市はその基本的責務として、公共安全と秩序を

維持し、住民の安全を確保する責務を有することから、公にすることにより犯罪の予防、捜査などの公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を、犯罪捜査等情報として不開示情報としたものである。

本件開示請求は、津市職員が公用車給油伝票を私的流用し、自家用車に給油した事件において使用された給油伝票を請求したものであり、本件開示請求時点において、捜査当局により捜査中であることから、実施機関は、条例第7条第4号による公文書不開示決定を行ったものである。

公文書が捜査当局に提出されていることをもって、直ちに条例第7条第4号に該当するものであるとはいえないが、本件公文書は、事件の核心となる証拠書類であることに疑う余地はなく、現に捜査が行われている時点での開示請求であることから、公開することにより公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報であると認められ、条例第7条第4号に該当する。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 4月10日	諮問書の受付（郵送による）
平成29年 7月13日	諮問案件の審議及び実施機関からの口頭意見陳述
平成29年 9月15日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	内 田 典 夫
委 員	高 橋 秀 治
委 員	石 田 美 穂